

障害者支援制度のご案内

平成25年度に実施する障害福祉サービス等をご案内します。受けることができる制度は障害者手帳の有無や種類、等級によって異なります。障害者手帳の取得方法などの詳細はお問い合わせください。

☎/福祉課 内2652～3・2658 ☎463-1598～9 FAX463-1025

朝霞市障害者移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある方に、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活および社会参加を促すことを目的に実施しています。

内容／障害のある方の社会生活上、必要不可欠な外出等について、移動のための支援をします。

対象／市内に住所を有する障害のある方等で次のいずれかに該当する人

1 障害者手帳（身体・療育・精神）を持っている方

※身体障害については諸要件あり

2 医師により発達に障害があると診断された方

※視覚障害があり、移動に著しい困難を有する方は同行援護の利用が優先となります。

費用負担／原則として費用の1割を負担（市民税非課税世帯は無料）

利用上限／月128時間以内

利用方法／福祉課に申請し、利用決定を受けてください。



重度心身障害者医療費支給制度

対象／

①身体障害者手帳1～3級

②療育手帳A・A・B

③65歳以上の後期高齢者医療制度の加入者で、次のいずれかを所持している方

・音声または言語、そしゃく機能障害、下肢機能障害4級（一部）の身体障害者手帳

・精神障害者保健福祉手帳1・2級

・障害基礎年金1・2級の証書

※新規の方は、福祉課へ登録が必要です。

支給額／入院、通院等の各医療保険制度における医療費の一部負担金および入院時食事療養標準負担額。ただし、各医療保険から高額療養費や附加給付金が支給される場合は、その金額を差し引いて支給

申請手続／毎月15日（休日のときは翌日）までに申請された場合は、翌月の15日（休日のときは前日）に支給

申請先／福祉課、内間木支所、各出張所

※郵送でも申請ができます。福祉課へお送りください。

自立支援医療（精神通院）制度

精神疾患の治療を受けるときに、通院医療費（院外処方薬局、精神科デイケア、訪問看護ステーションも対象になります）の自己負担分を10%に軽減する自立支援医療（精神通院）制度があります。この制度を受けるためには、市経由で埼玉県知事の認定を受ける必要があります。

また、市では、この制度で自己負担した医療費について助成を行っていますのでご利用ください。

自立支援医療（更生医療）制度

身体障害者手帳を所持する18歳以上の方で、手術等により障害の程度を軽くしたり取り除いたり、障害の進行を防ぐことが可能な場合、医療の給付を行います。ただし、更生医療の指定医療機関に限られます。

対象／肢体不自由、視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能およびヒト免疫ウイルスによる免疫機能に障害があり、確実な治療効果が期待できる方。心臓、腎臓、肝臓、小腸機能障害のため、手術等を必要とする方

費用負担／本人および世帯の課税状況により自己負担（原則として1割負担）があります。

給付条件／埼玉県総合リハビリテーションセンターの判定を受ける必要があります。

居宅介護（ホームヘルプ）サービス

対象／市内在住の障害者手帳を所持している方等で介護が必要な方

内容／自宅での入浴、排せつ、食事の介護等

※障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）により、サービスの内容を決定します。

利用料金／原則として費用の1割を負担

※所得状況に応じて利用料金の負担上限額が設定されます（市町村民税非課税の場合は無料）。

※介護保険の要介護認定を受けている方は、介護保険制度での利用が優先となります。

※利用に当たり、障害程度区分の認定が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

精神保健福祉相談

精神保健福祉士が相談に応じます。精神保健に関するご本人・家族の相談を、電話・面接などにより行っていますので、ご利用ください。

日時／毎週火・金曜日 午後1時～5時15分

会場／福祉課

費用／無料

※相談内容や個人情報などの秘密は厳守します。



特別児童扶養・特別障害者・障害児福祉手当

①特別児童扶養手当

身体等に一定の障害がある20歳未満の方を育てている方に支給されます。ただし、施設に入所しているお子さんや障害を支給事由とする年金を受給しているお子さんを除きます。

支給額／1級 月額50,400円
2級 月額33,570円

②特別障害者手当

身体等に著しく重度の障害があり、日常生活で常時特別な介護を必要とする20歳以上の方に支給されます。ただし、施設に入所中の方や3か月以上継続して病院等に入院している方を除きます。



支給額／月額26,260円

③障害児福祉手当

身体等に著しく重度の障害があり、常時特別な介護を必要とする20歳未満の方に支給されます。ただし、施設に入所中の方や障害を支給事由とする年金を受給している方を除きます。

支給額／月額14,280円

※①～③のいずれの手当も所得制限があり、支給が停止になることがあります。受給要件・申請方法については福祉課へお問い合わせください。

現況届を提出してください

すでに手当を受けている方は、毎年8月に現況届（所得状況届）の提出が必要です。届出用紙を7月下旬頃に送付しますので、忘れずに提出をお願いします。この書類を提出しないと、8月以降の手当が支給されませんのでご注意ください。

心身障害者扶養共済制度

この制度に加入していると、加入者（保護者）が死亡または重度の障害状態になった場合、障害のある方に年金が支給されるほか、障害のある方が死亡した場合は甲慰金が支給されます。

加入できる方

- ①障害のある方の保護者（現に障害のある方を扶養していること）
- ②埼玉県内（さいたま市を除く）に住所を有している
- ③加入する年度の4月1日時点の年齢が65歳未満であること
- ④加入時に疾病および障害を有していない（生命保険に加入できる状態であること）

掛金／1口月額9,300円～23,300円（2口まで加入可）

※所得により掛金が減額または免除になる場合あり

支給額

- ・年金 1口月額20,000円、2口月額40,000円
 - ・甲慰金 加入期間に応じて50,000円、125,000円、250,000円
- ※2口の場合も加入期間に応じて支給

障害者等日中一時支援事業

一時的に見守り等が必要な障害のある方に日中活動の場を提供し、また、日常的に介護している家族の支援を目的とした日中一時支援事業を「すわ緑風園」などで実施しています。

対象／市内に住所を有する障害のある方等で次のいずれかに該当する方

- ①障害者手帳（身体・療育・精神）を持っている方
- ②医師により発達に障害があると診断された方

費用負担／原則として費用の1割を負担（市民税非課税世帯は無料）

利用上限／月10日以内

利用方法／福祉課に申請し、利用決定を受けてください。

成年後見制度

認知症の方、障害のある方など判断能力の不十分な方々に対して、財産管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活に配慮すること）における契約などの法律行為等を支援する成年後見制度があります。

市では、身寄りのない知的障害のある方、精神障害のある方等に対して成年後見制度の利用に係る必要な経費の助成を行っています。

※諸条件があるので詳細については、福祉課または下記までお問い合わせください。

○法務省民事局 ☎03-3580-4111

○権利擁護センター ☎048-822-1204・1240

○NPO法人埼玉成年後見センター ☎048-825-6200

紙おむつ支給サービス

対象／常時紙おむつを利用している市内在住の方で、身体障害者手帳1、2級または療育手帳A、Aを所持している方（入院中の方、施設に入所中の方、3歳未満の方、長寿はつらつ課の制度で紙おむつの支給を受けている方を除く）

支給内容／市の指定品目より選択

申込方法／福祉課へ申請してください。

難病等の方も障害福祉サービス等の対象に

平成25年4月から、難病等の方も障害福祉サービス等（居宅介護・短期入所等）の利用対象となりました。

対象となる方／対象疾患は、政令で定める130疾患による障害がある方（関節リウマチ等）

手続方法／診断書または特定疾患医療受給者証を持参のうえ、福祉課へ申請してください。